

外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園

介護予防・日常生活支援総合事業

通所介護相当サービス重要事項説明書

外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園
介護予防・日常生活支援総合事業、通所介護相当サービス重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

利用者に対し、適正な介護予防通所介護相当サービスを提供することにより、その有する能力に応じ自立した生活が営めるように、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園
指定番号	青森県0272000316号
所在地	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町7番地
管理者の氏名	施設長 蠣崎 俊一 (カキザキ シュンイチ)
電話番号	0174-37-2280
FAX番号	0174-37-3330
サービスを提供する地域	外ヶ浜町(三厩地区)及び今別町

(2) 事業所の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名(常勤・兼務)
生活相談員	生活相談及び指導	2名(常勤1名以上) ※介護職員兼務1名
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上 ※機能訓練指導員兼務
介護職員	介護業務	1日2名以上 ※20名以上利用する日は3名以上 ※生活相談員兼務1名
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	2名 ※看護職員兼務
調理員その他職員	サービスの提供に必要な人員を配置いたします。	

(3) 設備の概要

○食堂 1室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類等の備品類を備えます。

○機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員、営業日及び営業時間帯

① 定員 25人

② 営業日 月曜日から金曜日まで

③ 営業時間 午前8時から午後5時まで

④ サービス提供時間 午前9時から午後4時10分まで

3. サービスの内容

①介護予防通所介護相当サービス計画の作成

個人のニーズを第一に！

②生活指導

家庭的な生活を！

③機能訓練

楽しく機能回復を！

④介護サービス

笑顔の絶えないサービスを！

⑤健康状態の確認

一日を楽しく過ごす為に！

⑥送迎

急がず、あわてず、ゆっくりと！

⑦給食サービス

楽しく、美味しく、バランスよく！

⑧入浴サービス

一人ひとりに合わせた入浴！

⑨介護に関する相談援助

どのようなことでも、お気軽に相談を！

4. 利用料金

外ヶ浜町が定める基準によるものであり、当該介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金 (1週当たりの標準的な回数を定める場合)

事業対象者・要支援1 1月につき1,798円(日割の場合1日59円)

事業対象者・要支援2 1月につき3,621円(日割の場合1日119円)

※日割は、月の途中で区分変更となった場合に適用されます。料金は区分ごとのその月の期間日数に日割の基準額を乗じた金額になります。

一月当たりの回数を定める場合には1回につき次の額とします。

事業対象者・要支援1 1月の中で4回まで 1回につき436円

事業対象者・要支援2 1月の中で8回まで 1回につき447円

※送迎を行わない場合には片道につき47円減額となります。

(2) 加算料金等(1ヵ月当たり)

ア 同一建物に居住し送迎を必要としない場合1月につき次の額を減額します。

要支援1相当 376円 要支援2相当 752円

イ サービス提供体制強化加算

(I) 要支援1相当 88円 要支援2相当 176円

(II) 要支援1相当 72円 要支援2相当 144円

(III) 要支援1相当 24円 要支援2相当 48円

職員の人員配置基準を満たした場合いずれかの額が加算されます。

ウ 若年性認知症利用者受入れ加算 240円

エ 若年性認知症利用者受入れ加算 240円

オ 介護職員等の処遇改善に関わる加算

介護職員等処遇改善加算 Iイ 所定単位数の1,000分の11.1に相当する単位数の額

介護職員等処遇改善加算 Iロ 所定単位数の1,000分の12.0に相当する単位数の額

介護職員等処遇改善加算 IIイ 所定単位数の1,000分の10.9に相当する単位数の額

介護職員等処遇改善加算 IIロ 所定単位数の1,000分の11.8に相当する単位数の額

※ Iはサービス提供強化加算I及びIIを算定している場合

※ ロは特例要件を満たした場合

(3) その他の費用

① 送迎費用

外ヶ浜町(三厩地区)及び今別町以外から利用の場合、次に掲げる交通費を別途負担していただきます。

外ヶ浜町三厩地区(旧三厩村)、今別町を超えた地点から自動車走行距離が片道1km増すごとに50円

- ② 食費の提供に要する費用 1食につき550円
- ③ おむつ代 1枚150円
- ④ リハビリパンツ 1枚140円
- ⑤ コピー代 1枚10円
- ⑥ 日常生活費 実費

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理は衛生面、及びこれに関わる事故(食中毒等)につきましては、責任を負いかねます。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者および従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

主治医	主治医	
	連絡先	
家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な

説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待の防止

入所者の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応に努めます。虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し職員の研修ならびに虐待の防止に関する措置を適切に実施します。

13. 感染症に関する対策

入所者の感染症の発生及び蔓延を防止するために、感染対策委員会を定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修（年2回以上）を実施します。

14. 苦情相談口

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ご利用相談室： 窓口担当者 生活相談員
- ・ご利用時間： 毎日 8:00～17:00
- ・ご利用方法： 電話（0174-37-2280）又は面談・文書

②公的機関として次の機関に苦情申し出ができます。

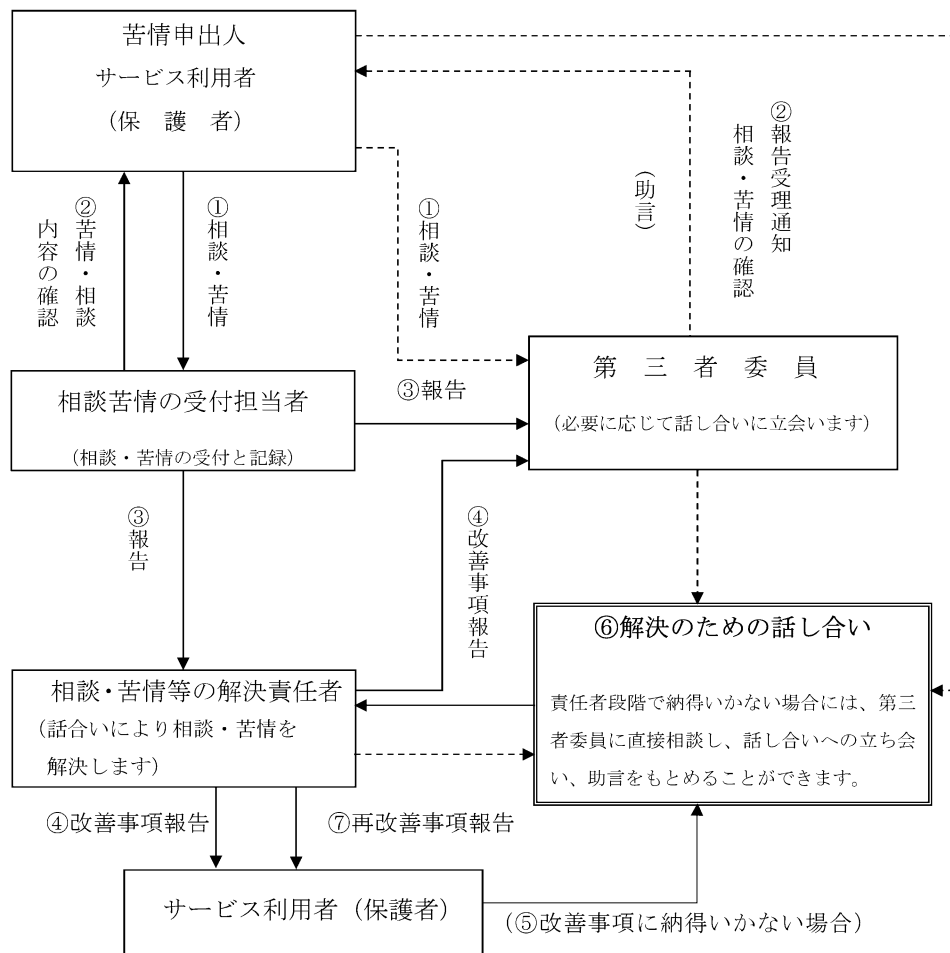
- ・青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336
- ・その他入所者の介護保険を担当する市町村役場

③苦情解決第三者委員

- ・苦情解決第三者委員は公平中立な立場で苦情を受け付け、相談を行います。

【 サービス内容に関する相談・苦情の受付と対応・解決 】

当事業所の提供したサービスに対して不満や苦情がある場合には、以下の窓口までお申し付けください。誠心誠意対応いたします。



※当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ア 外ヶ浜町役場三厩支所生活課 0174-37-2001
- イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

15. 協力医療機関

事業者は、以下の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名称： 外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院
住所： 青森県東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田42-1

16. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失は認められた場合には、入所者様の置かれている心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定介護予防通所介護相当サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

〈 事業所 〉

事業所名・所在地 青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町7番地
外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園 (指定番号 青森県0272000316号)
管理者名 施設長 川村 和夫 (印)
説明者名 生活相談員 (印)

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防通所介護相当サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈 利用者 〉

住所 青森県東津軽郡

氏名 (印)

〈 利用者代理人 〉

住所

氏名 (印) (続柄 :)

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私()及び代理人()は、社会福祉法人あじさい会が、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者の関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

本人(利用者) 住 所 青森県東津軽郡

氏 名 _____ 印

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄(利用者との関係) _____